

「県立高等学校での日本語初期指導モデル事業」業務委託仕様書

1 事業の目的

県立高等学校において、日本語の理解が十分でない外国人生徒等（以下、「生徒」という。）を対象に生活言語習得を目指した日本語初期指導を実施する。併せて、県立高等学校の日本語初期指導体制構築に向けたモデルとする。

2 業務名

「県立高等学校での日本語初期指導モデル事業」業務委託

3 委託期間

- ・ 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

委託業務の内容は、次の（１）～（３）のとおりとし、本仕様書の内容以外に県立高等学校の日本語初期指導体制構築に向け、効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

（１）日本語初期指導プログラムの作成・選定

- ア 受託者は生徒の日本語能力を測る簡易的なアセスメントツールを開発する。アセスメントは50分程度で実施できるものとする。
- イ アセスメントの内容は、生徒の「話す」「聞く」「読む」「書く」に関する基礎的な日本語能力を測定するものであり、アセスメントの結果から、生徒が日本語能力に応じた適切な教材を指定できるようにする。
- ウ アセスメント方法や注意事項等の解説動画を作成する。
- エ プログラム実施にあたり、使用する教材を選定する。（自作教材でも可）

（２）生徒向けプログラムの実施

- ア 対象は、来日して間もない日本語の理解が十分でない（語彙が少なく、コミュニケーションも十分に図れない）生徒約30名とする。
- イ 生徒とオンライン会議システムを利用した面談を行い、家庭言語使用状況、学校や家庭の学習、文化的背景を含む生活環境を把握する。また、日本語の「話す」「聞く」「読む」「書く」に関して、（１）のアセスメントを実施し、生徒の日本語能力を把握する。
- ウ 生徒在籍校担当者にヒアリングを実施し、学校での言語使用状況等を把握する。
- エ イとウの結果を踏まえて生徒を決定し、同時双方向のオンライン通信に

より、「話す」「聞く」「読む」「書く」の基礎的な日本語能力を育成する講座を提供する。

オ 講座提供日は、月曜日から金曜日までとし、在籍校担当者と協議の上、決定する。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除くものとする。

カ 講座は1回50分程度を、週2回～4回実施する。（全35～70時間を想定）なお、講座1回で実施する生徒数は最大5人程度とする。

キ 事前に生徒が校内事情等でやむを得ず欠席することが分かっている場合は、課題等を出して添削する等、可能な範囲で補習等を実施する。

ク 生徒在籍校の担当者に対して、生徒の学習状況を定期的に情報共有する。

ケ 日本語指導講座等に必要な教材を準備し、生徒在籍校宛て送付する。

コ 定期的に生徒や在籍校担当者にアンケート調査を実施し、指導改善に努める。アンケート調査の内容は委託者と協議の上、決定する。

（3）教員向け研修の実施

ア 日本語指導に関わる教員に対して、年間1～2回程度、開発したアセスメントツールの活用方法等の研修を実施する。

イ 研修に使用した資料（パワーポイント等のデータも含む）を委託者に提供する。

5 関係書類の提出

（1）業務実施に関する各種報告

受託者は、以下の報告書等を委託者に提出する。なお、報告事項及び報告書類に関する様式は、契約締結後、委託者と受託者との協議により定める。

ア 日本語初期指導プログラムの作成

アセスメントツール開発報告書

業務完了後、速やかに報告書を提出

イ 生徒向けプログラムの実施

・生徒の終了報告書 各1部

生徒の受講が終了したら10日以内に終了報告書を提出

・業務完了報告書 1部

全ての業務完了後、速やかに報告書を提出

ウ 教員向け研修の実施

アセスメント研修実施報告書

研修終了後10日以内に報告書を提出

(2) その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し提出するものとする。

6 請求及び支払い

委託料は、委託期間終了後に完了検査を実施し、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議及び文書による申請・承認により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした被害を含む。）は、受託者の責任で処理すること。また、受注業務終了後も同様とする。

(3) 著作権に関する配慮

提供される報告書等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、委託者に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存作成物については権利を留保するものとし、この場合、委託者は使用許諾を与えられたこととする。

8 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。

(2) 業務内容を遂行する上で必要な技術支援の研修は、事前に受託者が責任を持って行うこと。

(3) 生徒30名については、委託者が選定するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。